

## 鳥インフルエンザに係る遺伝子検査の結果について（続報）

令和4年12月7日  
沖縄県自然保護課

うるま市内で令和4年11月30日に回収したハシビロガモに係る鳥インフルエンザウイルスの病原性を判定するための遺伝子検査の結果について、本日、環境省から、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった旨の連絡がありました。

当該検査結果を受け、環境省が12月5日に指定した「野鳥監視重点区域」は解除となります。

県では、引き続き環境省等の関係機関と連携して死亡野鳥等の調査を実施し、野鳥の監視を継続します。

### 1 これまでの経緯

令和4年11月30日（木）

- ・県民から野鳥の死亡に係る通報があったことから、県は死亡個体を回収し簡易検査を実施した結果、陰性であることを確認

令和4年12月1日（金）

- ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」に基づき、検体を国立環境研究所へ送付

令和4年12月6日（火）

- ・環境省から遺伝子検査※1の結果、A型鳥インフルエンザウイルス陽性との連絡

令和4年12月7日（水）

- ・環境省から遺伝子検査※2の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかったとの連絡

※1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子であるM遺伝子を確認するためのLAMP法による遺伝子検査

※2 ウイルスの血清亜型（H5又はH7亜型）の検出や病原性を判定するリアルタイムPCR法等による遺伝子検査

### 2 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県自然保護課や市町村役場に御連絡ください。